

西予市告示第133号

西予市未来型果樹産地強化支援事業等実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年6月30日

西予市長 管 家 一 夫

西予市未来型果樹産地強化支援事業等実施要領の一部を改正する告示

西予市未来型果樹産地強化支援事業等実施要領(令和3年西予市告示第71号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

西予市果実供給力強化支援事業等実施要領

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この告示は、基幹品種である温州みかんの生産量減少、栽培施設の老朽化、作業の省力化、消費者ニーズの多様化、気候変動に伴う集中豪雨の多発など様々な課題に直面しており、第13次果樹農業振興計画(以下「果振計画」という。)(目標令和12年度)の振興目標「変化に対応できる生産力と果実を消費者に届ける供給力の強化」に基づき、温州みかん産地強化、儲かる愛媛ブランド産地強化、集出荷貯蔵施設の整備、気象災害復興等を推進し、果実供給力の強化を図るため実施する西予市果実供給力強化支援事業等(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

第4条中「西予市未来型果樹産地強化支援事業等実施計画承認申請書」を「西予市果実供給力強化支援事業等実施計画承認申請書」に、「西予市未来型果樹産地強化支援事業等実施計画」を「西予市果実供給力強化支援事業等実施計画」に改める。

第6条中「西予市未来型果樹産地強化支援事業等指令前着手届」を「西予市果実供給力強化支援事業等指令前着手届」に改める。

第7条第1項中「西予市未来型果樹産地強化支援事業等実施計画変更承認申請書」を「西予市果実供給力強化支援事業等実施計画変更承認申請書」に改める。

第8条中「西予市未来型果樹産地強化支援事業費等補助金交付要綱」を「西予市果実供給力強化支援事業費等補助金交付要綱」に改める。

第10条第1項中「産地計画の作成」を「果樹産地構造改革計画(以下「産地計画」という。)の作成」に、「振興計画」を「果振計画」に改め、同条第2項中「振興計画」を「果振計画」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

事業項目	事業区分	事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率
果実供給力 強化支援	1 温州みかん 産地強化支援	①樹勢回復・収量増加支援 樹勢回復のための土づくりや用水・ かん水施設の導入支援 ②面積維持拡大のための新植・改植 支援 新植・改植苗木への補助(他の苗木 補助との併用可能)	JA等、市長が 特に必要と認め る者	(1)果樹農業振興計画、普及ビジョ ン又は果樹産地構造改革計画に即 した事業内容であること (2)作付け規模:3ha以上 受益戸数:3戸以上 受益面積:概ね15a以上	1/3以内
	2 儲かる愛媛 ブランド産地 支援	①生産基盤強化のための整備・支援 ○意識啓発活動等の支援 県オリジナル品種の栽培技術の向上 に向けた研修会、早期成園化のため の栽培技術実証活動、儲かる果樹経 営等に向けた意識啓発および省力化 技術の実証活動の支援 外部労働力確保に必要な備品・施設 等の整備の支援 会場借料、通信運搬費、印刷製品 費、消耗品費、資材費、旅費、謝金、 委託費、雑役務費、ドローン技能認証 取得費等 ○生産施設整備 高品質・高収量のために必要なハウ ス、かん水施設、防風防鳥ネット等の 施設や改植、省力・低コスト化のため に必要なモノレール、果樹棚、ドロー ン、加工向け栽培用の機械・設備等の 整備 その他、市長が必要と認める整備		(1)果樹農業振興計画、普及ビジョ ン又は果樹産地構造改革計画に即 した事業内容であること (2)作付け規模:3ha以上 受益戸数:3戸以上 受益面積:概ね15a以上(ただ し、改植及び新植の場合は2a以 上) (3)スマート農業のモデル的な取組 等については地方局長が承認すれ ば要件の適用除外	1/3以内 ただし、改植 の場合、 かんきつ類 への改植、 153,000円 /10a、かんき つ類以外へ の改植 113,000円 /10aの定額 とする
	3 集出荷貯蔵 施設の整備 支援	①庭先選果の省力化等のための整 備・支援 ○集出荷に係る実証活動の支援 庭先選別の省力化に向けた実証活 動等の支援 会場借料、通信運搬費、印刷製品 費、消耗品費、資材費、旅費、謝金、 委託費、雑役務費等 ○集出荷・加工施設整備 庭先選果の省力化や周年供給体制 の強化のための集出荷貯蔵機械や加 工施設の整備		(1)果樹農業振興計画、普及ビジョ ン又は果樹産地構造改革計画に即 した事業内容であること (2)作付け規模:3ha以上 受益戸数:3戸以上 受益面積:概ね15a以上 (3)集出荷・加工施設整備につい ては費用対効果が見込まれるもので あり、生産者(受益出荷農家)の所得 向上につながる取組みであること	1/3以内
	4 気象災害復 興支援	①復旧・復興に必要な取組みの支援 農作業受託や外部労働力確保、大 苗生産に必要な備品や施設等の整 備、復旧園地の早期成園化のため の土づくり ②復旧園地の生産強化施設整備 復旧が完了した園地において高品 質生産に取り組むための施設整備		(1)豪雨等の気象災害により被災し た園地であること (2)作付け規模:3ha以上 受益戸数:3戸以上 受益面積:概ね15a以上 (3)復旧園地の生産力強化施設整 備は、受益戸数及び受益面積の要 件を適用除外	1/3以内

様式第2号を次のように改める。

西予市果実供給力強化支援事業等実施計画

1 事業の目的

事業実施主体名	
---------	--

2 事業計画

事業実施 主体名	地区名	事業区 分	事業内容	品 種 名	付 規 模	受益農 家戸数	受益 面積	事 業 量	事 業 費	負 担 区 分			備 考	
										市 補 助 費	事業実施主体	その他		
					ha	戸	a		円	円	円	円		
		計												
		計												
	消費税相当額													
	小 計													
		計												
		計												
消費税相当額														
小 計														
事 業 費 合 計														
消 費 税 相 当 額														
合 計														

(注) 1 事業区分ごとに計を設けること。
2 事業内容が改植の場合、事業費に補助金額(定額)の3倍の額を記載すること。
3 制度資金を活用して事業を実施する場合は、備考欄に資金名等を記載のこと。

3 添付書類等

- (1) 産地協議会の規約、会員名簿
- (2) 生産組織が実施する場合（規約、名簿）
- (3) 実施位置図（設置場所等を記載したもの）
- (4) 実施施設（施設、機械等については見積書及びカタログ）等
- (5) 機械、施設の管理運営に関する規程（案）
- (6) 自然災害により被災したことが確認できる書類（市町の証明や写真等） ※復旧園地の生産強化施設整備を受ける場合
- (7) その他、事業実施の具体的な内容の分かる必要な書類

様式第 3 号中「西予市未来型果樹産地強化支援事業等指令前着手届」を「西予市果実供給力強化支援事業等指令前着手届」に、「西予市未来型果樹産地強化支援事業等実施計画」を「西予市果実供給力強化支援事業等実施計画」に、「西予市未来型果樹産地強化支援事業等実施要領」を「西予市果実供給力強化支援事業費等実施要領」に改める。

様式第 4 号中「西予市未来型果樹産地強化支援事業等実施計画変更承認申請書」を「西予市果実供給力強化支援事業等実施計画変更承認申請書」に、「西予市未来型果樹産地強化支援事業等を」を「西予市果実供給力強化支援事業等を」に、「西予市未来型果樹産地強化支援事業等実施要領」を「西予市果実供給力強化支援事業費等実施要領」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 6 月 30 日から施行し、令和 8 年度事業から適用する。